

「キルリー」って、そもそもどこから出たの

馬場駿

『キルリーの巣窟』という小説を書いて4回目の上梓をするにあたってどうしても確認したいと思いました。もし現在も「キルリー」の名が世の中に一つでも残っていればそのままのタイトルで使い、無ければ改題をして、その伝説の鳥の名に関する小説本文も大幅に変更しようと考えていたからです。手持ちの3948頁という分厚い辞書『大辞泉』には取り上げられてはいません。平成29年(2017)執筆完了時にインターネットで調べたところ、「天井棧敷」で有名な寺山修司が「キルリー」の挿話を引いているのが全てでした。とりえず在ったので自分との決め事に順がって上梓した次第です。今回(2019)この一文を書くためにネットで再検索したところ、上記寺山の引用記事は消えていました。その代わり同記事を見たらしい人のネット記事があって、その人は鳥類図鑑まで調べていました。結論は、そんな名前の鳥はいない。でも私は動揺しませんでした。なにせ当初から「伝説の鳥」と捉えていたのですから。それでも「キルリー」の名が検索で出て来たことでホッとしたのでした。そのうえで、自分もこの鳥に関しての諸々を著わす責任のようなものを感じた次第です。そもそもこの「キルリー」を私がいつ、どこで知ったのか。話は半世紀も前に遡ります。

昭和47年(1972)、当時はあった中央大学通信教育部(法律学のみ)の4年だった私が卒業論文に選んだのが『猥褻物頒布販売等の犯罪性に対する批判的一考察』(刑法・刑事政策)でした。現代仮名遣いになった現刑法上の条項では「わいせつ物頒布等」と表題が付いていません(175条)。当時スクーリングが必要だったこともあり、定職に着けずアルバイトと独学を並行して日々を過ごしていた私には、成人雑誌や成人映画をみる経済的余裕も無く、「わいせつ」そのものが縁遠い概念でしたから、この論題選択の動機すら私自身ドラマ的でした。

昭和47年7月作家野坂昭如が編集長だった雑誌『面白半分』が発行されたのですが、その中に伝永井荷風作の『四畳半襖の下張』が掲載されていたことが「事件」になりました。野坂は出版社社長と共同の被告人として文芸裁判に臨むこととなります。この裁判の弁護側証人に名を連ねた作家が豪華でした。五木寛之、吉行淳之介、開高健、有吉佐和子…。裁判自体は一審、二審ともに有罪、昭和55年(1980)最高裁判所で上告が棄却されましたので判決は確定、二人とも有罪で罰金刑でした。私の卒業は昭和48年3月ですから、判決内容をどうこうという論文ではなく、まさに自分の中での考察がすべてとなりました。

私にとっての卒論準備の第一は、とにかく猥褻文書の「現物」に触れることでした。自ら確認しなければ論は抽象的になるからです。簡単に考えていましたが、図書館を利用して作品にあたってみても容易に当該箇所には辿り着けません。D.H.ロレンス著・伊藤整訳の『チャタレー夫人の恋人』やマルキ・ド・サド著・澁澤龍彦訳の『悪徳の栄え』といった洋ものから問題となっている伝荷風の戯作に至るまで「苦難」の連続。結果、当時としてはその金で何回も食事ができそうな高価で華麗な本、『戦後資料マスコミ』を購入する羽目に陥ってい

ます。けだし、それぞれが文芸裁判にかかっており問題の猥褻個所が「資料として」載っていたからです。読んだあとの印象は、なぜこの程度の表現で事実上の「発禁」になるのかでした、未経験者が生意気に、なのですが。もしいまだにこの猥褻の判断基準を採るならば私の小説でさえ有罪です。しかし重要なのは最高裁が判断基準の肝は「社会通念」にあるとしたことです。世の中の、社会の、一般的な感じ方や考え方が変化することによって犯罪性の程度や有無の判断も変化するという意味です。では現況はどうでしょう。昔なら即逮捕に繋がりそうな雑誌や写真集がコンビニや書店に並び、ヌード画像が巷の表側やネットに氾濫しています。つまり「社会通念」の変化が「可罰性」の閾(しきい)を変えたのです。

それはさておき、卒論のための調査は刑事政策面にも及び、その過程で清水英夫著『法とマスコミュニケーション』(1970・社会思想社)に触れました。この著者は法曹を目指す受験生にはお馴染みだった『法学セミナー』(日本評論社)の創刊者です。このハードカバー本は確か購入した記憶があります。自分が買ったかどうかまで記憶が怪しいのかと叱られそうですが、なにぶんにも半世紀前ですからご容赦ください。この本の関連で同氏訳のフレッド・ローデル(Fred Rodell)著『禍なるかな法律家よ！』(Woe unto you lawyers'!)が紹介されます。さらにそこから引かれた言葉「いつまでも後ろ向きに飛ぶことを止めなかった」鳥。ここでキルリーの名を知ったと思います。これも卒論を源に最終稿としてしたため、いまでも手元にある私の『刑法175条の批判的検討』(400×151)の注釈に書き残したというだけで完璧な記憶ではありません。ただ、ひたすらこの鳥が「気に入った」のでした。

青字部分の表現は「後ろ向きにしか飛べなかった」としても可です。これは少なくとも2通りに解釈ができます。①そもそも鳥の身体的機能の問題として羽ばたいても後ろにしか進めないのになぜか羽ばたき続けて止めない。②後ろ向きという以上「前」という価値観からの方向があって、この鳥は羽ばたけば「前」方向にも進めるのに反対方向へ飛び続けることを止めない。となりますが、「法律というものは」と言うと①と②双方の意味で解釈できるのですが、「刑法は(刑罰法は)」と直視するとどちらかと言えば①となります。私は、伝説の鳥ならば①を採りたいのでした。

羽の機能で思い出しました。前述したネット記事の人が教えてくれましたが、羽が退化したのかまったく飛べない鳥なら存在すると。ニュージーランドに棲むキーウィ(Kiwi)がそれです。キウイフルーツの名の源だそうな。この鳥ならウィキペディアにも出ていて、鈍重であまり動かないそうですが伝説の「キルリー」との関連は不明です。

勝手ながら私の中では誰がどう解釈しようが「キルリー」は伝説の鳥です。なぜなら実社会においても、懸命に、それこそ身を粉にして学び働いても前に進んでいかないことが山ほどあるからです。いろいろな分野で、いろいろな人たちが同様な状況下にあるときの呼称として、婉曲なカテゴリー名称にもなりそうだからです。例えば「キルリー族」と。

最後に、このホームページではリンクする際に「英数小文字」が求められる結果、キルリーをアルファベット化する必要に迫られ、kiluryと表示したり、kirulyと記したりしましたが、これはそれ以上の意味はありません。また英和辞典を引いても出てきません。